**平成２９年（フ）第３２４７号**
大阪府東大阪市大蓮北３丁目４番19号
債務者　安達　亜紀
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３７５号**
仙台市太白区八木山弥生町17番30号　第一大松コーポ101
債務者　茂和泉正子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第４４６号**
宮城県富谷市富谷西沢76番地１　サンライズB204
債務者　佐々木美鈴
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第４６１号**
仙台市宮城野区田子１丁目25番６―204号
債務者　樋口　利通
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第３７号**
福島県いわき市泉町滝尻字六枚内14番地９、住民票上の住所千葉県東金市東中島181番地14
債務者　星　　操
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２９年（フ）第５５号**
福島県いわき市常磐湯本町日渡２番地の１市営住宅４―10
債務者　高崎　昌人
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２９年（フ）第６０号**
茨城県高萩市大字上手綱2572番地の７
債務者　橋本　政弘
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２９年（フ）第５４号**
三重県伊賀市上神戸4397番地の35
債務者　吉永　次男
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
津地方裁判所伊賀支部

**平成２９年（フ）第１７０号**
大津市和邇高城10番地の９、前住所滋賀県守山市勝部５丁目６番３―６号
債務者　西原　暢章
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２０８号**
滋賀県高島市武曽横山2025番地
債務者　服部　絵美
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第３８号**
滋賀県長浜市平方町1210番地25　リバティハイツ201号室
債務者　杉江まゆみ（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２９年（フ）第５８０号**
神戸市垂水区旭が丘３丁目12番２―206号
債務者　髙橋　勝明
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第５５１号**
広島市佐伯区五日市１丁目２番16―402号
債務者　金川　浩嗣
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１３１号**
福岡県久留米市原古賀町26番地２　ケープラス301号
債務者　別府　　裕
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２９年（フ）第１４７号**
福岡県久留米市梅満町1154番地１　吉岡ビル201号
債務者　栗林　博史
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２９年（フ）第４０号**
秋田県能代市二ツ井町字三千苅96番地15ニューシティ三千苅102
債務者　畠山　博之
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月30日まで
秋田地方裁判所能代支部